

日本冶金工業株式会社

# 第137期 定時株主総会 招集ご通知

## 目次

第137期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類 (添付書類)	6
事業報告	19
連結計算書類	45
計算書類	48
監査報告書	51



日本冶金工業株式会社

## 開催日時

2019年6月26日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

## 開催場所

神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号  
かわさき双輪荘1階

## 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 取締役3名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 特定譲渡制限付株式報酬制度導入の件

### 株主総会にご出席いただけない場合

書面またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



#### 書面 議決権行使期限

2019年6月25日（火曜日）  
午後5時30分到着分まで



#### インターネット等 議決権行使期限

2019年6月25日（火曜日）  
午後5時30分行使分まで

証券コード 5480  
2019年6月10日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目5番8号  
日本冶金工業株式会社  
代表取締役社長 久保田 尚志

## 第137期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第137期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権行使方法についてのご案内は3頁から5頁をご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
  2. 場 所 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号  
かわさき双輪荘1階  
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください)
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第137期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第137期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件          |
| 第2号議案 | 株式併合の件            |
| 第3号議案 | 取締役3名選任の件         |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件         |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件       |
| 第6号議案 | 特定譲渡制限付株式報酬制度導入の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎当日の総会会場におきましては、節電の観点により空調温度を高めを設定する予定であります。これにともない、当社職員は軽装にて対応させていただきたく存じますので、株主の皆様におかれましては軽装にてご出席賜りますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知の事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nyk.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

#### ◎ウェブ開示に関する事項

次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nyk.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類記載のものその他、この「連結注記表」、「個別注記表」として表示すべきものも含まれております。

#### ◎議決権の重複行使

①書面と電磁的方法（インターネット等）により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法により行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

②電磁的方法（インターネット等）によって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使手段として取り扱わせていただきます。

#### 議決権電子行使プラットフォームについて

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）が当該プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 議決権の行使方法についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。



### ■ 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場 所 かわさき双輪荘1階（末尾の会場ご案内略図をご参照ください）



### ■ 郵送で議決権を行使される場合

行使期限 2019年6月25日（火曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。



### ■ インターネットで議決権を行使される場合

行使期限 2019年6月25日（火曜日）午後5時30分行使分まで

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、行使期限までにご行使ください。

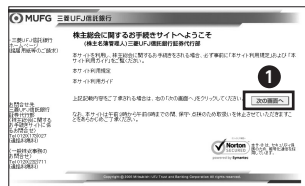
**議決権行使サイト： <https://evote.tr.mufg.jp/>**

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください ▶▶▶

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

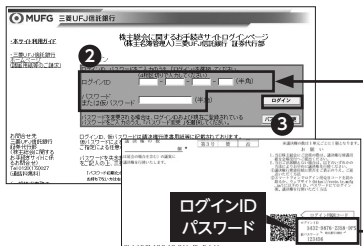
## ① 議決権行使サイトへアクセス

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)



① 「次の画面へ」をクリック

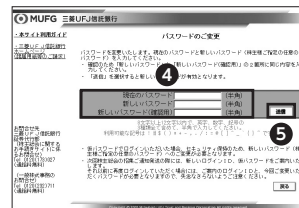
## ② ログインする



② お手元の議決権行使書紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。  
(株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知します。)

③ 「ログイン」をクリック

## ③ パスワードを登録



④ 新しいパスワードを「新規パスワード入力欄」と「確認用パスワード入力欄」の両方に入力。  
新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

⑤ 「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

### ■ 議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。)
- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

### ■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

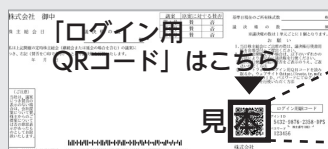
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### ■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

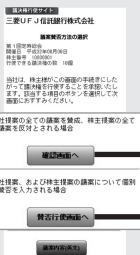
**スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法**  
 「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。  
 ※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

**① QRコードを読み取る**



議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

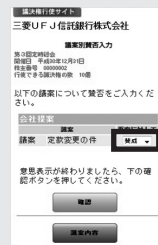


**② 議決権行使方法を選ぶ**

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。  
 スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。  
 QRコードでのログインができない場合には、前頁に記載の議決権行使サイトにアクセスする方法にて議決権行使を行ってください。

**③ 各議案の賛否を選択**



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

2回目以降のログインの際は…  
 前頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027 (通話料無料)  
 受付時間 9:00~21:00

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業基盤の整備に必要な投資や業績見通しなどを配慮しつつ、更なる財務体質の強化を図りながら、安定的に実施することを基本方針としております。本方針に則り、以下のとおり配当を実施したいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式 1株につき金3円  
配当総額 464,052,471円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年6月27日

## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合を行う理由

当社の発行済株式総数は、2019年3月31日現在で154,973,338株となっており、東京証券取引所市場第一部に上場している同業他社や、当社と同程度の事業規模を持つ他社と比べ多い状態にあります。

また、当社株式は、1円当たりの株価変動率が相対的に大きく、投機的対象として株価の大きな変動を招きやすいことにより、株主及び一般投資家の皆様への影響は小さくない状況であると認識しております。さらに、当社株式の現在の株価水準は、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（1単元当たり5万円以上50万円未満）を大幅に下回っております。

このような状況を踏まえ、当社株価及び株式の投資単位の適切な水準への調整や、将来の柔軟かつ機動的な株主還元施策を実施するうえで最適な発行済株式総数の実現等の観点から総合的に勘案し、10株を1株に併合する株式併合を実施いたしたいと存じます。

### 2. 株式併合の割合

当社普通株式について10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、その端数の合計数に相当する数の株式を会社法の定めに基づき一括して売却または当社が自己株式として買い取り、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

### 3. 株式併合の効力発生日

2019年10月1日

### 4. 効力発生日における発行可能株式総数

55,800,000株



(ご参考)

本議案が原案どおり承認可決された場合には、2019年10月1日付で、当社定款の一部が以下のとおり変更されることとなります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式および株主	第2章 株式および株主
第6条 当社の発行可能株式総数は 5億5千8百万株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は 5千5百80万株とする。

なお、株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することになりますが、会社の資産や資本の状況に変動はなく、株式1株当たりの資産価値が10倍となるため、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様をご所有されている当社株式の資産価値に変動はありません。

### 第3号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 木村始、木内康裕、佐野鉱一の3氏が任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	木村始 (1951年6月18日生)	1974年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2003年3月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）常務執行役員 2005年6月 当社常任顧問 2005年6月 当社代表取締役専務取締役 2010年6月 当社代表取締役副社長 2012年6月 当社代表取締役執行役員副社長 2012年12月 当社代表取締役社長執行役員社長 2019年4月 当社代表取締役会長（現任）	125,500株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                      候補者は、金融機関の役職員としての豊富な経験と実績を活かし、当社社長として、財務基盤を強化し、実効性あるコーポレートガバナンス機能を有する経営改革をリードしてまいりました。これらの豊富な経験と実績は取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
※ 2	こ ばやし しん ご 小 林 伸 互 (1960年8月29日生)	1983年 4月 当社入社 2013年 6月 当社経理部長 2015年 4月 当社執行役員経理部長 2018年 6月 当社常務執行役員経理部長 (現任)	24,500株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  候補者は、財務・会計・経営企画等の実務を長年担当した後、経理部長に就き、重点課題である当社の財務体質改善を推進してまいりました。現在は、経理部・人事部の担当役員として、財務・会計にかかる諸課題の他、人材の確保等、将来に向けた企業基盤構築のための課題に着実に取り組んでおります。これらの豊富な経験と実績は取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	さ の こう いち 佐 野 鉦 一 (1948年8月30日生)	1971年4月 三井石油化学工業株式会社（現三井化学株式会社）入社 1999年6月 三井化学株式会社予算管理部長 2001年6月 同社財務部長 2003年6月 同社執行役員財務部長 2005年6月 同社常務取締役 2009年6月 同社代表取締役副社長 2013年6月 同社特別参与 2016年6月 ITホールディングス株式会社（現TIS株式会社）社外取締役（現任） 2016年6月 当社社外監査役 2017年6月 当社社外取締役（現任）	5,400株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b></p> <p>候補者は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識に加え、財務および会計業務に関する豊富な経験と知識を有しております。これらを活かし、当社経営に対して有益な意見や指摘をいただくため、引き続き社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1 ※は新任の取締役候補者であります。
- 2 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 3 候補者 佐野鉦一氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく、独立役員の要件を満たしていることから、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
- 4 佐野鉦一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 5 TIS株式会社と当社の間には、現在取引関係はありません。
- 6 佐野鉦一氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 前田博美氏が辞任し、小林靖彦、岸田守の2氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、谷謙二氏は前田博美氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	小林 靖彦 (1957年11月19日生)	1981年4月 当社入社 2009年6月 当社内部統制室長 2013年6月 当社執行役員内部統制室長 2017年6月 当社常勤監査役(現任)	27,800株
	<p><b>【監査役候補者とした理由】</b></p> <p>候補者は、当社経理部門において長年にわたり会計・財務に関する実務を担当した後、内部統制室長に就き、内部監査、内部統制評価、コンプライアンスの推進等に携わってまいりました。これらの豊富な知識と経験を活かし、当社常勤監査役としての職責を十分に果たしていただいております。引き続き、的確な助言と監査をしていただくため、監査役候補者としております。</p>		

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
※ 2	き うち やす ひろ 木 内 康 裕 (1958年4月30日生)	1982年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2003年12月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）香港支店副支店長 2007年3月 みずほ証券株式会社国際部長 2009年5月 Mizuho Securities Asia（みずほ証券株式会社香港現地法人）社長 2011年4月 当社経営企画部部長 2012年10月 当社海外事業企画部長 2013年6月 当社執行役員高機能材営業推進部長 2015年4月 当社執行役員営業本部副本部長兼高機能材営業推進部長 2016年6月 当社執行役員経営企画部長 2017年6月 当社取締役常務執行役員経営企画部長（現任）	25,400株
<p><b>【監査役候補者とした理由】</b></p> <p>候補者は、豊富な海外業務経験を活かし、当社において、戦略分野である高機能材の販売力強化に取り組み、現在は、経営企画部・情報システム部・総務部の担当役員として中期経営計画の推進をはじめ、収益力の強化に向けた様々な経営課題に着実に取り組んでおります。今後は、これらの経験に加え、金融機関における長年の経験により培われた財務に関する知見を活かし、当社に対し確かな助言と監査をしていただくため、監査役候補者としております。</p>			

候補者番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
※3	谷 謙 二 (1954年12月13日生)	1978年4月 三菱商事株式会社入社 2009年4月 同社執行役員非鉄金属本部長 2011年4月 三菱商事ユニメタルズ株式会社代表取締役社長 2013年4月 三菱商事 R t M ジャパン株式会社代表取締役社長 2016年3月 同退任 現在に至る	0株
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>候補者は、三菱商事株式会社の執行役員および同社グループ会社の代表取締役社長を務め、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識をお持ちであります。その知識と経験を活かし、当社に対して的確な助言と監査をしていただくため、社外監査役候補者としております。</p>			

- (注) 1 ※は新任の監査役候補者であります。  
 2 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 3 候補者 谷謙二氏は、社外監査役候補者であります。  
 4 小林靖彦氏、木内康裕氏、谷謙二氏が選任された場合、当社は3氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏 (生年月日) がな 名	略 (重 要 な 兼 職 の 状 況) 歴	所有する当社の株式の数
ほし 星 (1970年8月15日生) かわ 川 のぶ 信 ゆき 行	2002年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生 2003年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 弁護士法人星川法律事務所入所 現在に至る	0株
<p><b>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>候補者は、監査役に就任された場合に、弁護士として培われた法律知識を主にコンプライアンスの観点から当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者としております。</p>		

- (注)
- 1 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2 候補者星川信行氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
  - 3 星川信行氏は、直接、企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としてコーポレートガバナンスを含む企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
  - 4 星川信行氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。



## 第6号議案 特定譲渡制限付株式報酬制度導入の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

現在の取締役の報酬額は、2007年6月27日開催の第125期定時株主総会において月額35百万円（年額420百万円）以内、賞与は年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分としての給与及び賞与を含みません。）とご承認をいただいて今日に至っております。

今般、当社における役員報酬制度の見直しの一環として、上記報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）を対象として、特定譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入し、本制度に基づき、対象取締役に對し、新たに特定譲渡制限付株式（所得税法施行令第84条第1項及び法人税法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式をいいます。以下、本議案において同じです。）の付与することにつき、ご承認をお願いいたします。

本制度は、対象取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、本制度の導入は相当であるものと考えております。

なお、第3号議案が原案通り承認可決されますと、本議案の対象となる対象取締役は4名となります。

### 2. 本制度における報酬の額・内容等

当社は、原則として毎事業年度、各対象取締役に對し、当該対象取締役に発行又は処分される特定譲渡制限付株式の払込金額相当額の金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当該特定譲渡制限付株式を引き受けることとなります。

本制度に基づき、対象取締役に對して支給する金銭報酬債権の総額は、年額42百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

本制度に基づき対象取締役に對して発行又は処分される特定譲渡制限付株式は当社の普通株式とし、その総数は年336,000株以内といたします。ただし、当社が普通株式について、本議案の決議の日以降を効力発生日とする株式分割、株式併合等、1株当たりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、分割比率・併合比率等を勘案の上、本制度に基づき発行又は処分される特定譲渡制限付株式の総数を合理的に調整するものいたします。

本制度に基づき発行又は処分される特定譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、当該特定譲渡制限付株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券

取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定されます。

本制度に基づく特定譲渡制限付株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、特定譲渡制限付株式の払込期日から30年までの間で取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）中、本制度に基づき発行又は処分を受けた特定譲渡制限付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします。
- (2) 対象取締役が譲渡制限期間中に、当社の取締役又は執行役員の地位から任期満了・定年・雇用等契約の期間満了その他の正当な事由により退任又は退職した場合には、退任又は退職の時点をもって、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌日から対象取締役が退任・退職した日を含む月までの月数を12で除した数（1を上限とします。）の割合の特定譲渡制限付株式の譲渡制限を解除し、残りの特定譲渡制限付株式を無償で取得します。
- (3) 対象取締役が譲渡制限期間中に、正当な理由なく退任又は退職した場合及び対象取締役が譲渡制限期間中に退任または退職しない場合には、当社が無償で特定譲渡制限付株式の全部を取得するものとします。
- (4) 譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が株主総会（ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該組織再編等の承認の日を含む月までの月数を12で除した数（1を上限とします。）の割合の特定譲渡制限付株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除し、残りの特定譲渡制限付株式を無償で取得するものとします。

## (ご参考) 当社役員報酬制度の改定について

当社は、指名・報酬委員会の審議結果およびその答申を踏まえ、2019年4月26日開催の取締役会において、企業価値の持続的向上を図るため、特定譲渡制限付株式報酬制度を含む、新たな役員報酬制度を導入することを決定しております。新たな役員報酬の構成概要は、下表のとおりです。

### 【当社役員報酬の構成概要】

	固定報酬		業績連動報酬
	①基本報酬	②特定譲渡制限付株式報酬	③年次賞与
取締役（社外取締役を除く）	○	○	○
社外取締役	○	—	—
取締役を兼務しない執行役員	○	○	○
監査役	○	—	—

(注)

- ①基本報酬は、職責に応じ支給するものです。
- ②特定譲渡制限付株式報酬は、企業価値の持続的向上を図るインセンティブの付与および株主の皆様との一層の価値共有を目的とし、特定譲渡制限付株式を付与するものです。
- ③年次賞与は、会社業績および個別の実績に応じ支給するものです。

本議案は、取締役（社外取締役を除く）に対し、特定譲渡制限付株式を付与することにつき、ご承認をお願いするものですが、本議案が原案どおり承認可決された場合は、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても本制度と同様の特定譲渡制限付株式を取締役会の決議により発行又は処分する予定であります。

以上

## (添付書類)

# 事業報告

(自 2018年4月1日)  
(至 2019年3月31日)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続く中、個人消費や設備投資も底堅く推移するなど、緩やかな回復基調にありましたが、年度後半より世界経済の減速傾向を受けて輸出が停滞し、景気は総じて横ばいでの推移となりました。世界経済は、米国においては個人消費を中心に好調を保つ一方で中国や欧州では減速基調となり、景気の回復は総じて鈍化しました。また、米中間の貿易摩擦の激化や英国のEU離脱問題による欧州経済の混乱など、世界経済の先行きへの不透明感が広がりました。

ステンレス特殊鋼業界におきましては、国内景気の緩やかな回復傾向を背景に建築資材用途を中心として需要は堅調な動きを示しましたが、中国をはじめとしたアジア地域における設備能力が引き続き過剰状態にあり、一部のステンレス一般材において輸入量が高レベルで推移し、第2四半期以降、市中在庫の過剰感から在庫調整局面が続きました。

一方、当社の戦略分野である高機能材（ニッケルを20%以上含有する高ニッケル合金の板、帯製品）部門では、石油・ガス分野向け用途や排煙脱硫装置、船舶向けSOxスクラバー等の環境・エネルギー分野向け用途、有機ELディスプレイ製造用治具、バイメタルやシーズヒーターをはじめとする耐久消費財向け用途など幅広い分野において、海外向けを中心に需要は順調に推移いたしました。

こうした事業環境のもと、当社グループといたしましては、ステンレス一般材部門では在庫レベルの正常化を意識した需要見合いの販売量を維持しつつ、生産コストに応じた販売価格の適正化に努める一方、戦略分野である高機能材部門では一層の拡販に注力してまいりました。また、原料関連を中心にさらなるコスト削減にも努めてまいりました。

この結果、当社における当事業年度の販売数量は、前年同期比9.3%増（高機能材23.2%増、ステンレス一般材4.8%増）となり、当連結会計年度の売上高は1,437億40百万円（前連結会計年度比246億49百万円増）、経常利益は81億78百万円（前連結会計年度比47億92百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は76億86百万円（前連結会計年度比31億11百万円増）となりました。

剰余金の配当に関しましては、事業基盤の整備に必要な投資や業績見通しなどを配慮しつつ、更なる財務体質の強化を図りながら安定的に実施することを基本方針としており、当期の期末配当につきましては、1株当たり3円の実施を予定しております。

## ② 設備投資の状況

当社グループにおきましては、中期経営計画の目指す姿の実現に向けて、10年先を見据えた将来構想に基づく戦略設備投資計画を推進しております。本年度は、その第一段として試験・研究部門施設の一部と従業員の福利厚生施設を集約した『複合棟』を完成いたしました。その他、川崎製造所・大江山製造所における事業強化のための投資、省エネルギー関連投資、2017年5月に発生した川崎製造所熱延工場火災事故を契機に見直したりスク対応、老朽劣化対応投資を実施いたしました。

その結果、当連結会計年度の実績は48億54百万円となりました。

## ③ 資金調達の状況

運転資金ならびに設備投資資金は自己資金および借入金により充当いたしました。

## (2) 対処すべき課題

今後のわが国の経済動向につきましては、国内では公共投資を含めたインフラ需要などが下支えとなるものの、中国経済の減速や英国のEU離脱問題による欧州経済の混乱、米中間の貿易摩擦の影響など、世界経済の先行きへの不透明感から、当面は横ばい基調で推移するものとみられます。

ステンレス特殊鋼業界につきましては、業界再編や輸入材の浸透等による国内市場の構造変化に対して、今後も動向を注視する必要があります。一方、戦略分野である高機能材市場につきましては、世界経済の先行きや各国の保護主義的な通商政策などの影響が懸念されますが、環境・エネルギー分野向け用途を中心に需要は旺盛であり、今後も海外向けを中心に堅調な推移が見込まれます。

こうした事業環境のもと、当社グループといたしましては、引き続き『中期経営計画2017』に則り、ステンレス一般材部門においては国内市場でのプレゼンス向上と販売価格の適正化、高機能材部門においては国内外の旺盛な需要を積極的に捕捉するべく、競争力強化、生産能力向上、コストダウン等の諸施策を推進することにより、収益力の強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも絶大なるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○『中期経営計画2017』の基本戦略、ならびに当事業年度の実績および今後の取り組み

### (i) 『中期経営計画2017』の基本戦略の概要

- ①高機能材事業のさらなる深化
- ②一般材事業の再構築
- ③製造プロセス革新と川崎リフレッシュ
- ④原料・大江山競争力強化
- ⑤企業インフラ整備・基盤強化
- ⑥企業集団の統治体制の整備（企業責任を果たす取組み）

(注) 「中期経営計画2017」の詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。  
([http://www.nyk.co.jp/files/pdf/ja/ir\\_news\\_170509\\_02.pdf](http://www.nyk.co.jp/files/pdf/ja/ir_news_170509_02.pdf))

(ii) 当事業年度の実績

①高機能材事業では、注力製品である高耐食・耐熱ニッケル合金コイルの広幅化、高強度合金を主体とした設備能力向上による増産体制整備、および機動的な在庫・仕掛けり運営等により、中期経営計画最終年度（2019年度）の販売目標（3,000 t / 月）を一年前倒しで達成いたしました。市場拡大の面では、中国合弁会社（南鋼日邦冶金商貿(南京)有限公司）の活用による中国市場の深耕、環境・エネルギー分野を中心としたインド市場の開拓を行いました。

②ステンレス一般材事業では、国内市場の構造変化を睨んで、お客様との関係強化を図りつつ、国内市場での確固たるプレゼンスの確立のため、冷延供給体制強化を実施し生産能力増強を図りました。

③製造プロセス革新と川崎製造所リフレッシュのための戦略的設備投資に向け、工場レイアウトの再配置に着手し、『複合棟』が完成いたしました。

(iii) 今後の取り組み

今後につきましては、『中期経営計画2017』において計画している戦略的設備投資のタイムリーな実行による納期、品質、コスト競争力のレベルアップ、原料・大江山製造所の競争力強化、中国合弁事業の更なる深掘り、高機能材の新たな市場開拓等を重点課題として取り組んでまいります。

### (3) 財産および損益の状況

#### ① 直前3連結会計年度

区 分	第134期 2015年度	第135期 2016年度	第136期 2017年度	第137期 (当連結会計年度) 2018年度
売上高 (百万円)	121,044	112,962	119,091	143,740
経常利益 (百万円)	524	2,849	3,386	8,178
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	821	2,349	4,575	7,686
1株当たり当期純利益 (円)	5.31	15.19	29.58	49.70
総資産 (百万円)	134,774	135,666	147,624	150,115
純資産 (百万円)	34,150	36,889	41,829	47,940

#### ② 直前3事業年度

区 分	第134期 2015年度	第135期 2016年度	第136期 2017年度	第137期 (当事業年度) 2018年度
売上高 (百万円)	95,890	88,355	93,570	117,462
経常利益 (百万円)	101	1,552	1,508	6,183
当期純利益 (百万円)	845	1,469	2,748	5,097
1株当たり当期純利益 (円)	5.46	9.49	17.77	32.95
総資産 (百万円)	121,351	122,596	134,482	135,309
純資産 (百万円)	35,466	37,216	40,143	43,703

<ご参考> 当社の売上高内訳表

区 分			第136期 2017年度 (A)	第137期 2018年度 (B)	前期比 (B) / (A)
高機能材	販売量	千トン	39.8	49.0	123.2%
	売上高	百万円	30,246	44,819	148.2%
ステンレス鋼板	販売量	千トン	192.1	201.4	104.8%
	売上高	百万円	60,796	68,609	112.9%
OEM材	販売量	千トン	5.9	9.4	159.2%
	売上高	百万円	1,630	2,927	179.6%
その他	売上高	百万円	898	1,107	123.2%
合計	売上高	百万円	93,570	117,462	125.5%
うち輸出	売上高	百万円	20,004	30,441	152.2%



**(4) 重要な子会社等の状況 (2019年3月31日現在)**

## ①子会社

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
ナストーア株式会社	百万円 100	% 100.00	ステンレス鋼および高機能材の溶接鋼管の製造ならびに販売
ナス鋼帯株式会社	682	100.00	ステンレス磨帯鋼製造ならびに販売
ナス物産株式会社	785	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
クリーンメタル株式会社	200	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
ナスクリエート株式会社	90	100.00	ステンレス製品梱包用資材の販売
ナスエンジニアリング株式会社	102	100.00	設備設置工事、他エンジニアリング事業
ナステック株式会社	100	100.00	特殊鋼・ステンレス鋼の製造・加工に係わる作業受託業務
宮津海陸運輸株式会社	32	100.00	港湾運送、貨物自動車運送、通関業ならびに加工砂の販売
NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.	千バーツ 220,000	99.99	ステンレス鋼管および加工品の製造販売

(注) 議決権の所有割合には間接所有割合が含まれております。

## ②持分法適用関連会社

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
三豊金属株式会社	百万円 20	% 49.00	ステンレス鋼および非鉄金属材料の販売ならびに加工

(注) 議決権の所有割合は間接所有割合です。

**(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)**

ステンレス鋼、耐熱鋼および高ニッケル合金鋼の鋼板（薄板、中厚板、帯鋼）、鍛鋼品ならびに加工品の製造・販売、フェロニッケルの製造

## (6) 主要な拠点等 (2019年3月31日現在)

### ① 当社

本	社	東京都中央区京橋一丁目5番8号
支	店	東京支店、大阪支店、九州支店(福岡県福岡市)、名古屋支店、広島支店、新潟支店
工	場	川崎製造所(神奈川県川崎市)、大江山製造所(京都府宮津市)

(注) 他に海外における拠点として中国上海に「日邦冶金商貿(上海)有限公司」、米国シカゴに「NIPPON YAKIN AMERICA, INC.」、英国ロンドンに「NIPPON YAKIN EUROPE LIMITED」、およびシンガポールに「NIPPON YAKIN ASIA PTE. LTD.」の各現地法人があります。また、中国南京に南京鋼鉄股份有限公司等との合併会社「南鋼日邦冶金商貿(南京)有限公司」があります。

### ② 子会社

ナ ス ト ー ア 株 式 会 社	本社(東京都中央区)
	支店 大阪支店
	工場 茅ヶ崎製造所(神奈川県)
ナ ス 鋼 帯 株 式 会 社	本社(大阪府大阪市)
	支店 東京支店、大阪支店
	工場 滋賀工場
ナ ス 物 産 株 式 会 社	本社(東京都中央区)
	支店 東京支店、名古屋支店、大阪支店
	事業部 加工センター(大阪府、愛知県)
NAS TOA (THAILAND) CO.,LTD.	本社・工場(タイ)

(注) 他に海外における拠点として、タイ国バンコクにナス鋼帯株式会社の現地法人「NAS KOTAI (THAILAND) CO.,LTD.」があります。

## (7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

	企 業 集 団	当 社	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
従 業 員 数	2,039名	1,072名	41歳3月	19歳0月
前年度末比増減	増27名	増11名		

(注) 従業員数は就業人員であります。

### (8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	16,051百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	10,866
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	3,873
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,771

(注) 上記の他、下記金融機関を保証人として適格機関投資家向けに無担保社債を発行しております。  
(保証人) (社債残高)  
三井住友信託銀行株式会社 600百万円  
株式会社三菱UFJ銀行 385百万円

## 2 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

### (1) 発行可能株式総数

普通株式 558,000,000株

### (2) 発行済株式の総数

普通株式 154,973,338株 (うち 自己株式数289,181株)

### (3) 単元株式数

100株

### (4) 当事業年度末の株主数

26,771名

### (5) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,510 <sup>千株</sup>	3.56 <sup>%</sup>
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,805	3.11
日 本 治 金 協 力 会 社 持 株 会	3,908	2.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	3,200	2.07
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	3,115	2.01
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	2,794	1.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	2,143	1.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	2,014	1.30
日 本 治 金 ナ ス 持 株 会	1,854	1.20
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,800	1.16

(注) 1 持株数は1,000株未満を切り捨てて記載しております。

2 持株比率は自己株式 (289,181株) を控除して計算しております。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

氏名	地位	重要な兼職の状況
木村 始	代表取締役社長	
久保田 尚志	代表取締役	
堀内 晃	取締役	
木内 康裕	取締役	
道林 孝司	取締役	
佐野 鉦一	取締役	
小林 靖彦	常勤監査役	
岸田 守	常勤監査役	
前田 博美	監査役	
岸木 雅彦	監査役	

- (注) 1 取締役 道林孝司、佐野鉦一の2氏は社外取締役であります。  
 2 常勤監査役 岸田守、監査役 岸木雅彦の2氏は社外監査役であります。  
 3 常勤監査役 岸田守氏は、金融機関の財務・会計部門における長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。  
 4 監査役 岸木雅彦氏は、金融機関および上場会社の財務・会計部門における長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。  
 5 各社外取締役・監査役の当事業年度における主な活動状況は以下のとおりであります。

取締役 道林 孝司	取締役会16回開催中16回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。 また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、意見を適宜述べております。
取締役 佐野 鉦一	取締役会16回開催中16回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。 また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、意見を適宜述べております。
常勤監査役 岸田 守	取締役会16回開催中16回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。 監査役会17回開催中17回出席 監査結果についての意見交換、監査に関する審議などを行っております。
監査役 岸木 雅彦	取締役会16回開催中16回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。 監査役会17回開催中17回出席 監査結果についての意見交換、監査に関する審議などを行っております。

(注) 各氏はまた、当社代表取締役社長との定期的な意見交換会に参加、議論を行っております。

- 6 当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 7 当社は、取締役 道林孝司、佐野鋹一、監査役 岸木雅彦の3氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 8 取締役 佐野鋹一氏は、T I S株式会社の社外取締役を務めております。なお、同社と当社の間には、現在取引関係はありません。
- 9 当社取締役会は、コーポレートガバナンス・コードに基づき、取締役会全体の実効性について、3回目の分析・評価（対象期間：2018年4月1日～2019年3月31日）を実施いたしました。評価結果の概要につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。  
(<http://www.nyk.co.jp/about/governance/board.php>)
- 10 取締役会の任意の諮問機関として取締役社長を委員長とし、2名の社外取締役を委員として構成する指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、役員の指名、報酬等に関する事項について、公正かつ透明性を確保しつつ審議を行い、取締役会に適切に答申を行っております。
- 11 当社では、取締役会の活性化・機能強化を図るとともに、業務執行にかかわる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行の迅速化を図ることを目的に、執行役員制度を導入しております。2019年3月31日現在の執行役員の状況は次のとおりです。

役 位	氏 名	担 当
執行役員社長	木 村 始	
執行役員副社長	久保田 尚 志	社長補佐 営業本部長 営業本部（販売企画部、ソリューション営業部）、海外営業部、販売6支店、MP Iプロジェクト担当
常務執行役員	堀 内 晃	川崎製造所長 川崎製造所、MP Iプロジェクト担当
常務執行役員	木 内 康 裕	経営企画部長 情報システム部、経営企画部、総務部担当
常務執行役員	野 田 真 人	原料鋹石部、グループ環境・知的財産部、大江山製造所担当
常務執行役員	王 昆	技術研究部長 技術研究部、設備企画部担当
常務執行役員	小 林 伸 互	経理部長 経理部、人事部担当
執 行 役 員	浦 田 成 己	営業本部 副本部長 兼 海外営業部長
執 行 役 員	永 田 顕 二	原料鋹石部長 購買部担当
執 行 役 員	伊 藤 真 平	営業本部 副本部長
執 行 役 員	山 田 恒	設備企画部長兼MP Iプロジェクトリーダー

(注) 木村始、野田真人の2氏は、2019年3月31日をもって執行役員を退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等  
 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額 百万円	摘 要
取 締 役	6	165	
監 査 役	4	37	
計	10	202	
(うち 社外役員)	(4)	(31)	

(注) 上記報酬等の額には、社外取締役を除く取締役に対する役員賞与支給のため、当事業年度中に計上した未払金45百万円が含まれております。

## 4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 八重洲監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由

- ① 「公認会計士法」(昭和23年法律第103号) 第2条第1項に規定する業務に基づく報酬  
年額 43百万円  
(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- ② 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由  
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの算出根拠と算定内容の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- ③ 「公認会計士法」(昭和23年法律第103号) 第2条第1項に規定する業務以外の業務に基づく報酬  
年額 2百万円  
(注) 当社が会計監査人に対して報酬を支払った「公認会計士法」(昭和23年法律第103号) 第2条第1項に規定する業務以外の業務の内容は、合意された手続業務であります。
- ④ 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
年額 57百万円  
(注) 当社の子会社であるNAS TOA (THAILAND) CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか正当な理由がある場合には、監査役会は、株主総会に提案する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。



## 5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会の決議事項

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ⑤ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ハ 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ニ 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑦ 財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制
- ⑧ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ⑨ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ⑩ 当社の監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑪ 当社の監査役への報告に関する体制
  - イ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
  - ロ 当社の子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- ⑫ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑬ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑭ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### (2) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会の決議内容

・上記①及び②については、

当社は、すべての役員及び社員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、常勤取締役を長とするコンプライアンス委員会により、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。

- ・上記③については、  
当社は、「取締役会規程」等、業務執行のための社内諸規程において、関係法令等に基づく情報管理ルールを設定し、ITセキュリティを含めた、情報の適正な保存及び管理を行う体制を確立する。
- ・上記④については、  
当社は、事業経営に伴い発生するリスクの状況を正確に把握し、適切な管理を行うための体制整備を目的とした「リスク管理規程」を制定する。また、すでに運用している重要なリスクに係る個別規程、並びにそれらの規程の円滑な運用を目的として設置した常設委員会の活動とあわせ、これらを効果的に運用し、リスクの適切な管理を行う。
- ・上記⑤については、  
当社は、社内組織の円滑な活動を確保するため「業務分掌規程」、「経営会議規程」、「業務執行規程」により、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。加えて、取締役会の活性化・機能強化を図り、当社を取り巻く経営環境の変化やグローバル競争の激化に的確に対応するため執行役員制度を導入し、業務執行にかかる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行のさらなる迅速化を図る。また、代表取締役の直属組織である内部統制室により、内部統制の有効性評価及び改善促進を目的とした業務監査等を行う。
- ・上記⑥イについては、  
当社は、企業集団を構成する各子会社等（「NASグループ」）に対して管理・指導すべき経営上の基本的事項、及び承認申請等の具体的運営手続きを定め、NASグループ内の重要な情報が漏れなく当社に伝達される体制を構築する。
- ・上記⑥ロについては、  
NASグループ各社は、当社と共通の「リスク管理規程」を適用するとともに、必要に応じて、重要なリスクに係る個別規程を制定し、これらを効果的に運用することにより、リスクの適切な管理を行う。
- ・上記⑥ハについては、  
NASグループ各社は、社内組織の円滑な活動を確保するため、各社の実態に応じて業務分掌や業務執行の基準を社内規程により定め、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。また、当社内部統制室は、NASグループ各社を対象として、内部統制の有効性評価及び改善促進を目的とした業務監査等を行う。
- ・上記⑥ニについては、  
NASグループ各社は、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、当社及びNASグループ各社のコンプライアンス担当部署と連携し、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。

- ・上記⑦については、

当社は、財務計算に関する書類その他の情報が、当社の内外の者が当社の組織の活動を確認する上で極めて重要であり、その誤りは多くの利害関係者に対して不測の損害を与えるだけでなく、当社の組織に対する信頼を著しく失墜させることを深く認識し、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性確保に全社を挙げて取り組む。また、代表取締役は、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制を整備し、適切に運用するとともに、開示すべき重要な不備が発見された場合には、速やかにその是正措置を講じる。
- ・上記⑧については、

当社は、監査役から要請があれば、監査役の業務を補助すべき使用人を置くこととし、その人事並びに人事考課については、監査役の意見を聞くこととする。
- ・上記⑨及び⑩については、

当社は、当該使用人が他の職務との兼務である場合には、当該使用人の独立性に配慮するとともに当該使用人の監査役に係わる職務の遂行に支障を来たさない様特段の配慮をするものとする。
- ・上記⑪イ、ロについては、

当社は、監査役から請求があるときは、定期的及び必要の都度、監査役に報告すべき事項を具体的に列挙した覚書等を監査役との間で取り交わすものとする。上記の取決めには、子会社からの報告事項を含むものとする。また、監査役は、必要に応じて監査役会において、会計監査人又は取締役若しくはその他の者から定期的に報告を受ける。
- ・上記⑫については、

当社は前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けない様、「公益通報者保護制度」に準じた取扱いをするものとする。
- ・上記⑬及び⑭については、

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて、費用の前払又は清算手続が滞りなく処理されるよう努めるものとする。また、監査役会が必要と認めた業務監査の実施にあたっては、当社の取締役及び使用人はこれに協力する。

### (3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ・上記①及び②については、

当社は、法を守り社会規範を尊重する「コンプライアンス精神」の涵養に努める旨の「コンプライアンス宣言」を行い、当社HP上にて公開しております。また、「ヘルプライン規程」において内部通報の対象に「行動規範に違反する行為」を含める旨規定し、もってかかる行為の防止に努めております。「ヘルプライン規程」については、社内報にその概要を掲載することによって、定期的に従業員等に告知しております。原則として年2回開催されるコンプライアンス委員会において、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図るための重要方針を審議、立案するとともに、同委員会を中心に各部署と協同しつつ、それらを推進することとしております。

- ・上記③については、

当社は、所有する情報及び利用する情報システムの物理的、機能的安全性を確保するとともに、情報システムが保持する個人情報を含む社内情報の保護管理を徹底する目的で、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ実施基準」、「秘密情報管理規程」、「情報システムセキュリティ管理規程」からなる情報セキュリティ関連諸規程を整備し、情報セキュリティ管理に対する当社の取り組み方針から営業秘密の保護、情報システムの持つ情報やデータの機密性、完全性、可用性の担保までルールを明確にして、インサイダー取引防止を含め、その効果的な運用の実施に努めております。

- ・上記④については、

当社は、複数の会議体において損失の危険に関して継続的に議論を実施している他、「リスク管理規程」及びその細則に基づき、リスクの定期的見直しを行い、その対応に努めております。また、環境、安全保障貿易管理、品質保証体制等に係る個別の規程を設けるとともに、これらの規程に基づき、各々の常設委員会の活動内容を、経営会議において定期的に報告しております。

- ・上記⑤については、

当社は、全部門を網羅した「業務執行基準」を定め、権限の委譲を明確にする一方、厳格な運用を実行しております。当社の当期末現在における執行役員は、取締役兼務者を含め、11名となっております。内部統制室では、経営会議において承認された監査計画に基づき、全部署を対象に定期的かつ継続的に業務監査を実施しております。また、監査の結果等につきましては、「監査規程」に基づき、経営会議に適宜報告しております。

- ・上記⑥イについては、  
当社は、NASグループ各社の予算や決算案ほか経営上の重要事項について、「関係会社等経営管理規程」に基づく手続により、当社の承認を得ることとしております。
- ・上記⑥ロについては、  
当社は、NASグループ各社の経営状況に関して定期的に議論する会議体を運用する他、環境、安全保障貿易管理、品質保証等に係る当社の各常設委員会におきまして、NASグループ各社における諸基準等の遵守状況を、定期的に確認しております。
- ・上記⑥ハについては、  
NASグループ各社は、全部門を網羅した「業務執行基準」を定め、承認・決定を要する事項と権限の範囲を明確にしております。当社内部統制室が実施する業務監査の対象範囲にはNASグループ各社も含まれる旨を、当社「監査規程」に定めております。また、監査の結果等につきましては、当該NASグループ各社にも報告するとともに、当該結果をふまえた対応策を立案・実施しております。
- ・上記⑥ニについては、  
NASグループ各社は、すべての役員及び社員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、「ヘルプライン規程」において内部通報の対象に「行動規範に違反する行為」を含める旨規定し、もってかかる行為の防止に努めております。NASグループ各社は、原則として年2回開催される当社コンプライアンス委員会に、各社コンプライアンス担当者をオブザーバーとして出席させております。また、NASグループ各社は、社内に設けている「ヘルプライン規程」において、当社監査役や内部統制室等を通報窓口として規定しております。
- ・上記⑦については、  
当社は、「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、同規程に基づき、関連する部署より選任した担当者からなる内部統制評価チームを設け、当社における財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価を円滑に推進するよう努めております。内部統制評価チームは、同規程に基づき作成し代表取締役の承認を得た計画書において、開示すべき重要な不備に該当する場合の金額的重要性の判断基準を定め、かかる不備があることを把握した場合は、代表取締役に当該内容を報告することとしております。
- ・上記⑧については、  
当社は、監査役の業務を補助すべき使用人（内部統制室兼務 1名）を設置しております。
- ・上記⑨及び⑩については、  
現状専任とはなっておりませんが、監査役補助業務が優先的に行われるよう配慮しております。

- 上記⑪イ、ロについては、  
監査役と会計監査人は監査計画を相互に提出し合い、監査役は四半期ごとに会計監査人から監査の方法及び監査の結果に関し報告・説明を受けるとともに、監査役が実施した業務監査の結果を会計監査人へ報告・説明を行い、それぞれの内容に関し意見交換を実施しております。取締役の職務執行等に関しては、社外取締役を含む取締役会による監督並びに監査役（社外監査役を含み、監査役会を組織）による監査を行っております。また、子会社の取締役および監査役とも定期的な会議、面談を実施しております。
- 上記⑫については、  
当社は、公益通報をした者に対する不利益取り扱いを禁じた「ヘルプライン規程」において、監査役を通報窓口のひとつとして設定し、当該報告者が「公益通報者」として取り扱われる仕組みとしております。
- 上記⑬及び⑭については、  
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて滞りなく処理しております。また、監査役会が必要と認めた業務監査の実施にあたっては、当社の取締役及び使用人はこれに協力しております。

## 6 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要  
当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「Ⅰ. 社会に進歩と充実をもたらす、すぐれた商品を提供すること」、「Ⅱ. 自主独立を基本に、創造と効率を両輪として、あくなき発展と向上を追求すること」、および「Ⅲ. 当社と共に歩むものの幸福を増進し、より大きな働き甲斐のある場を社会に提供すること」を経営理念に掲げ、また、『新しい価値の創造に挑戦し、世界の市場で魅力あるステンレス特殊鋼メーカーとなる』ことを企業ビジョンとしております。

また、当社の企業価値の向上には、技術力・開発力の更なる向上とともに、技術とノウハウを有する従業員等の継続的な確保・育成、安定的な原料調達の確保、取引先その他の利害関係者との強固な信頼関係の維持等が不可欠であると考えます。

当社は、上記の経営理念および企業ビジョン、ならびに当社の企業価値の源泉についての考え方にに基づき、2019年度を最終年度とする「中期経営計画2017」（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、本中期経営計画の達成に向けて、当社グループ一丸となって邁進しております。

本中期経営計画には、内外における事業環境の変化に確実に対応すべく、新たな視点から、当社が高機能材事業と一般材事業を両輪として国内外において競争力あるステンレス特殊鋼メーカーとして勝ち抜くための諸施策が取りまとめられております。当社は、本中期経営計画の取組みを推進し、その達成を通じて、ステンレス特殊鋼メーカーとしての事業基盤をより一層強固にし、もって企業価値を高めることに取り組んでまいります。本中期経営計画の概要は以下のとおりです。

① 「中期経営計画2017」の位置付けとコンセプト

当社は、当社創立100周年に当たる2025年において、「堅固な国内ステンレス事業と長期的に持続可能なコーポレート基盤をベースとした高機能材のグローバル・トップサプライヤー」を目指します。本中期経営計画は、2019年度までの期間を、その第1ステップの3ヶ年と位置付け、次の3つのテーマを掲げました。

- (ア) アジアの高機能材市場において、卓越したQCD（品質、コスト、納期）競争力で市場をリードするトップサプライヤーの地位を確立する。
- (イ) 国内ステンレス市場において、お客様の信頼に答え得る存在感のあるサプライヤーの地位を確立する。
- (ウ) 地域環境に配慮し、リサイクル・省資源・省エネルギーにより、社会に貢献する企業で在り続ける。

②「中期経営計画2017」の基本戦略

「中期経営計画2017」の3つのテーマの実現のため、以下の戦略に取り組みます。

(ア) 高機能材事業の更なる深化

- ・注力製品の一層の競争力強化と品揃えの拡充により、高機能材拡販の重点分野・市場での需要の掘り起こしを行います。
- ・グローバル販売・生産体制の拡充とアジア・新興市場への取組み強化を行います。

(イ) 一般材事業の再構築

- ・業界再編と国内ステンレス市場の構造変化に対応した体制整備を進めます。
- ・需要が堅調な高付加価値材（チェッカー／ポルカプレート、耐熱鋼、快削鋼）の積極的な拡販を図ります。

(ウ) 製造プロセス革新と川崎製造所リフレッシュ

- ・高機能材製品の供給基地として「新たな付加価値の創造」を実現するため、川崎製造所と大江山製造所で品質・コスト・納期全般に亘るプロセス革新（設備投資を含む）を実行します。
- ・コンパクトで環境に配慮した都市型製造所への進化に向けて、川崎製造所のリフレッシュを行います。

(エ) 原料・大江山製造所競争力強化

- ・安価原料を極限まで活用し、原料コスト競争力を最大化いたします。
- ・大江山製造所の経営資源（技術・人・設備・立地）を活かし、事業の強化を図ります。

(オ) 企業インフラ整備・基盤強化

- ・企業基盤を強化し、外部環境に左右され難い体質への改善を図り、存在価値のある企業であり続けることを目指します。

(カ) 企業統治体制の整備と企業責任を果たす取組みの推進

- ・当社企業集団の内部統制の一層の強化に努めます。
- ・環境保全活動に強力に取り組み、持続可能な循環型社会の創造に貢献してまいります。



③「中期経営計画2017」の設備投資計画

製造プロセス革新と川崎製造所リフレッシュの実現に向けて、戦略的設備投資を実行いたします。その他の投資を含めた投資規模としては、本中期経営計画期間中の減価償却費の2倍以上に相当する280億円を計画しております。

[設備投資計画の内訳]；

戦略的設備投資150億円、事業基盤強化95億円、関係会社関連35億円

(戦略的設備投資は、製造プロセス革新と川崎製造所リフレッシュの合計)

④「中期経営計画2017」の達成目標

- ・ 経常利益は、将来に向けた積極的な設備投資と借入金圧縮による財務体質強化を両立できる利益水準を確保します。

[経常利益達成目標]；単体55億円、連結70億円

- ・ ROE8%以上、ネットD／E1.0未満を目標とし、資本効率向上と財務体質改善の両立を図ります。
- ・ 配当性向は20%以上を目標とし、株主還元と財務体質強化及び成長投資のバランス確保を図ります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、以下の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針の内容の詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。

([http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protection\\_170509.pdf](http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protection_170509.pdf))

① 大規模買付ルールの設定

(ア) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、(ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

(イ) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

(ウ) 大規模買付情報の提供

上記（イ）の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストの発送後60日間を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間（下記（エ）にて定義されます。）を開始するものとします。

また、当社は、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が合理的に判断したときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）します。

## (工) 取締役会評価期間の設定等

当社は、外部専門家等の助言を得た上で、情報提供完了通知を行った日または情報提供要請期間が満了した日から、60日以内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

## ② 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

### (ア) 対抗措置発動の条件

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合、または、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

また、当社取締役会は、(i) 対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合、または (ii) 特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができますものとします。大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

### (イ) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。

## ③ 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

### (ア) 特別委員会の設置および諮問等の手続

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会規則に基づき、特別委員会を設置しております。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものいたします。

(イ) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

本対応方針は、2017年6月28日開催の当社第135期定時株主総会において、出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決されております。

(ウ) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

(エ) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、2020年6月に開催予定の当社第138期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、(ii) 当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、(iii) 2017年6月28日開催の当社第135期定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を向上させるための取組みとして、上記(2)の取組みを実施しております。上記(2)の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記(2)の取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがって、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記 (3) の取組みについての取締役会の判断

上記 (3) の取組みは、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いもしくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記 (1) の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記 (3) の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために実施されるものです。さらに、上記 (3) の取組みにおいては、株主意思の重視（株主総会決議とサンセット条項）、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記 (3) の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものであります。

したがって、上記 (3) の取組みは上記 (1) の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>66,457</b>	<b>流動負債</b>	<b>68,608</b>
現金及び預金	6,359	支払手形及び買掛金	20,193
受取手形及び売掛金	21,788	短期借入金	28,671
商品及び製品	9,357	一年内償還予定の社債	754
仕掛品	19,454	一年内返済予定の長期借入金	8,519
原材料及び貯蔵品	8,863	未払法人税等	1,229
その他	1,009	未払消費税等	1,258
貸倒引当金	△372	賞与引当金	1,384
<b>固定資産</b>	<b>83,635</b>	その他	6,600
<b>有形固定資産</b>	<b>77,511</b>	<b>固定負債</b>	<b>33,567</b>
建物及び構築物	11,431	社債	231
機械装置及び運搬具	24,947	長期借入金	14,976
土地	38,718	繰延税金負債	5,644
建設仮勘定	707	再評価に係る繰延税金負債	918
その他	1,708	退職給付に係る負債	10,290
<b>無形固定資産</b>	<b>986</b>	環境対策引当金	132
ソフトウェア	512	金属鉱業等鉱害防止引当金	5
その他	474	その他	1,371
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,137</b>	<b>負債合計</b>	<b>102,175</b>
投資有価証券	4,243	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	148	株主資本	44,749
その他	771	資本金	24,301
貸倒引当金	△25	資本剰余金	9,542
<b>繰延資産</b>	<b>24</b>	利益剰余金	11,047
社債発行費	24	自己株式	△141
<b>資産合計</b>	<b>150,115</b>	その他の包括利益累計額	3,186
		その他有価証券評価差額金	1,276
		繰延ヘッジ損益	△1
		土地再評価差額金	1,745
		為替換算調整勘定	166
		非支配株主持分	5
		<b>純資産合計</b>	<b>47,940</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>150,115</b>

# 連結損益計算書

(自 2018年4月1日)  
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		143,740
売上	原価		122,373
売上	総利益		21,367
販売費及び一般管理費	利益		11,924
営業外収益	利益		9,443
受取利息		3	
受取配当金		108	
持分法による投資利益		20	
固定資産賃貸料		87	
その他		199	417
営業外費用			
支払利息		719	
為替差損		39	
売却損		101	
売却引		171	
その他		652	1,682
経常利益			8,178
特別利益			
固定資産売却益		15	
投資有価証券売却益		42	58
税金等調整前当期純利益			8,236
法人税、住民税及び事業税		1,282	
法人税等調整額		△733	550
当期純利益			7,686
非支配株主に帰属する当期純利益			0
親会社株主に帰属する当期純利益			7,686

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)  
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	24,301	9,542	4,443	△140	38,147
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△1,083	-	△1,083
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	7,686	-	7,686
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△1	△1
自 己 株 式 の 処 分	-	-	△0	0	0
土地再評価差額金の取崩	-	-	△0	-	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	6,603	△1	6,602
当 期 末 残 高	24,301	9,542	11,047	△141	44,749

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,805	2	1,744	127	3,678	5	41,829
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	△1,083
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	7,686
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	△1
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	-	-	0
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△529	△3	0	39	△492	0	△492
当 期 変 動 額 合 計	△529	△3	0	39	△492	0	6,111
当 期 末 残 高	1,276	△1	1,745	166	3,186	5	47,940



# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>54,621</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>60,664</b>
現金及び預金	3,090	支払手形	4,546
受取手形	9,756	電子記録債権	4,986
売掛金	9,626	買掛金	7,067
商品及び製品	4,580	短期借入金	24,630
仕掛品	18,561	一年内償還予定の社債	754
原材料及び貯蔵品	7,664	一年内返済予定の長期借入金	8,060
短期貸付金	530	リース債権	422
その他	813	未払金	1,275
<b>固 定 資 産</b>	<b>80,665</b>	未払費用	2,477
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>69,246</b>	未払法人税等	1,088
建物	8,142	預り金	1,429
構築物	2,298	与引当金	837
機械及び装置	23,064	資産除去債	77
工具器具及び備品	224	その他	3,018
土地	34,416	<b>固 定 負 債</b>	<b>30,942</b>
リース資産	723	社長期借入金	231
建設仮勘定	358	繰上債	14,205
その他	20	繰延税金負債	718
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>899</b>	繰延税金負債	6,722
ソフトウェア	463	再評価に係る繰延税金負債	404
その他	436	退職給付引当金	7,955
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,520</b>	環境対策引当金	132
投資有価証券	3,294	金属鉱業等鉱害防止引当金	5
関係会社株式	6,622	資産除去債	143
関係会社出資金	119	その他	428
その他	488	<b>負 債 の 合 計</b>	<b>91,606</b>
貸倒引当金	△3	<b>(純資産の部)</b>	
<b>繰 延 資 産</b>	<b>24</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>41,993</b>
社債発行費	24	資本剰余金	24,301
<b>資 産 合 計</b>	<b>135,309</b>	資本準備金	9,542
		利益剰余金	8,284
		その他利益剰余金	8,284
		繰越利益剰余金	8,284
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△134</b>
		評価・換算差額等	1,710
		その他有価証券評価差額金	1,038
		土地再評価差額金	672
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>43,703</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>135,309</b>

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 損益計算書

(自 2018年4月1日)  
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		117,462
売上原価		103,485
売上総利益		13,976
販売費及び一般管理費		7,322
営業利益		6,655
営業外収益		
受取利息及び配当金	579	
固定資産賃貸料	306	
その他	98	983
営業外費用		
支払利息	623	
為替差損	60	
有形売却損	61	
固定資産除却損	121	
その他	591	1,456
経常利益		6,183
特別利益		
投資有価証券売却益	42	42
特別損失		
関係会社支援損	1,000	1,000
税引前当期純利益		5,225
法人税、住民税及び事業税	644	
法人税等調整額	△516	128
当期純利益		5,097

# 株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)  
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金計合	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計合		
当 期 首 残 高	24,301	9,542	9,542	4,271	4,271	△134	37,980
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△1,083	△1,083	-	△1,083
当 期 純 利 益	-	-	-	5,097	5,097	-	5,097
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	△0	△0	0	0
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	△0	△0	-	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	4,014	4,014	△0	4,013
当 期 末 残 高	24,301	9,542	9,542	8,284	8,284	△134	41,993

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 金 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,491	672	2,163	40,143
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△1,083
当 期 純 利 益	-	-	-	5,097
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△0
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	0
土地再評価差額金の取崩	-	0	0	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△453	-	△453	△453
当 期 変 動 額 合 計	△453	0	△453	3,561
当 期 末 残 高	1,038	672	1,710	43,703

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社  
取締役会 御中

2019年5月14日

八重洲監査法人

代表社員 公認会計士 久具 壽男 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 高城 慎一 ㊞

業務執行社員 公認会計士 辻田 武司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本冶金工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社  
取締役会 御中

2019年5月14日

### 八重洲監査法人

代表社員 公認会計士 久具 壽男 ㊟  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 高城 慎一 ㊟  
業務執行社員 公認会計士 辻田 武司 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第137期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で調査並びに監査を実施致しました。
  - ①取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類である甲決定書等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社からの事業の報告を受け、また子会社に赴き業務及び財産の状況を調査致しました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討致しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。さらに、その運用については、要求されているレベルに対して、着実な改善が図られていると認めます。監査役会としては、今後更なる改善努力を期待し、引続き監視及び検証を実施致します。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

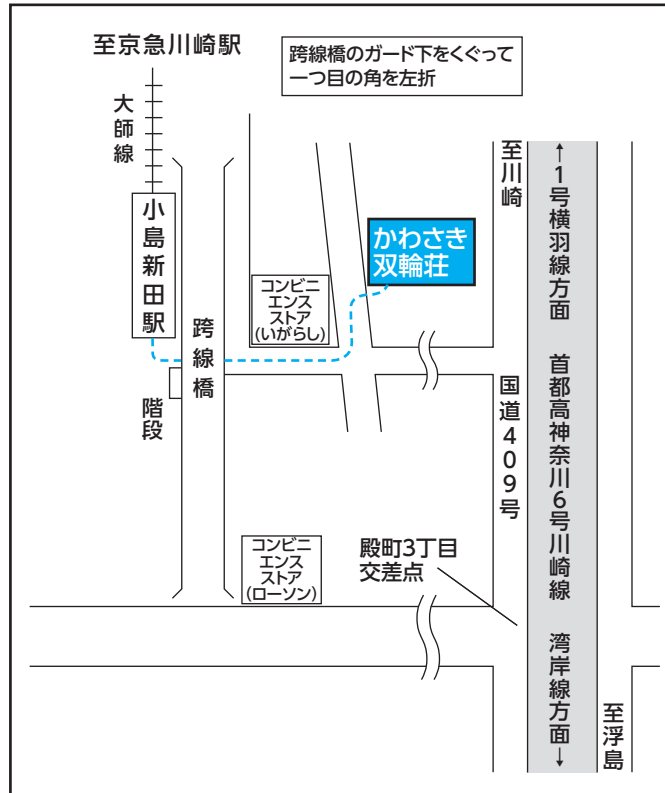
日本冶金工業株式会社 監査役会

常勤監査役	小林 靖彦 ㊞
常勤監査役 (社外監査役)	岸 田 守 ㊞
監査役	前 田 博美 ㊞
監査役 (社外監査役)	岸 木 雅彦 ㊞

以 上

# 第137期 定時株主総会会場 ご案内略図

会場 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号  
かわさき双輪荘1階



京浜急行 大師線 小島新田駅 徒歩2分

**※会場には駐車場のご用意はございませんので、ご来場にあたりましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。**